

静岡県地震・津波対策について

平成30年2月2日

静岡県危機管理監
外岡 達朗



静岡県第4次地震被害想定①地震動

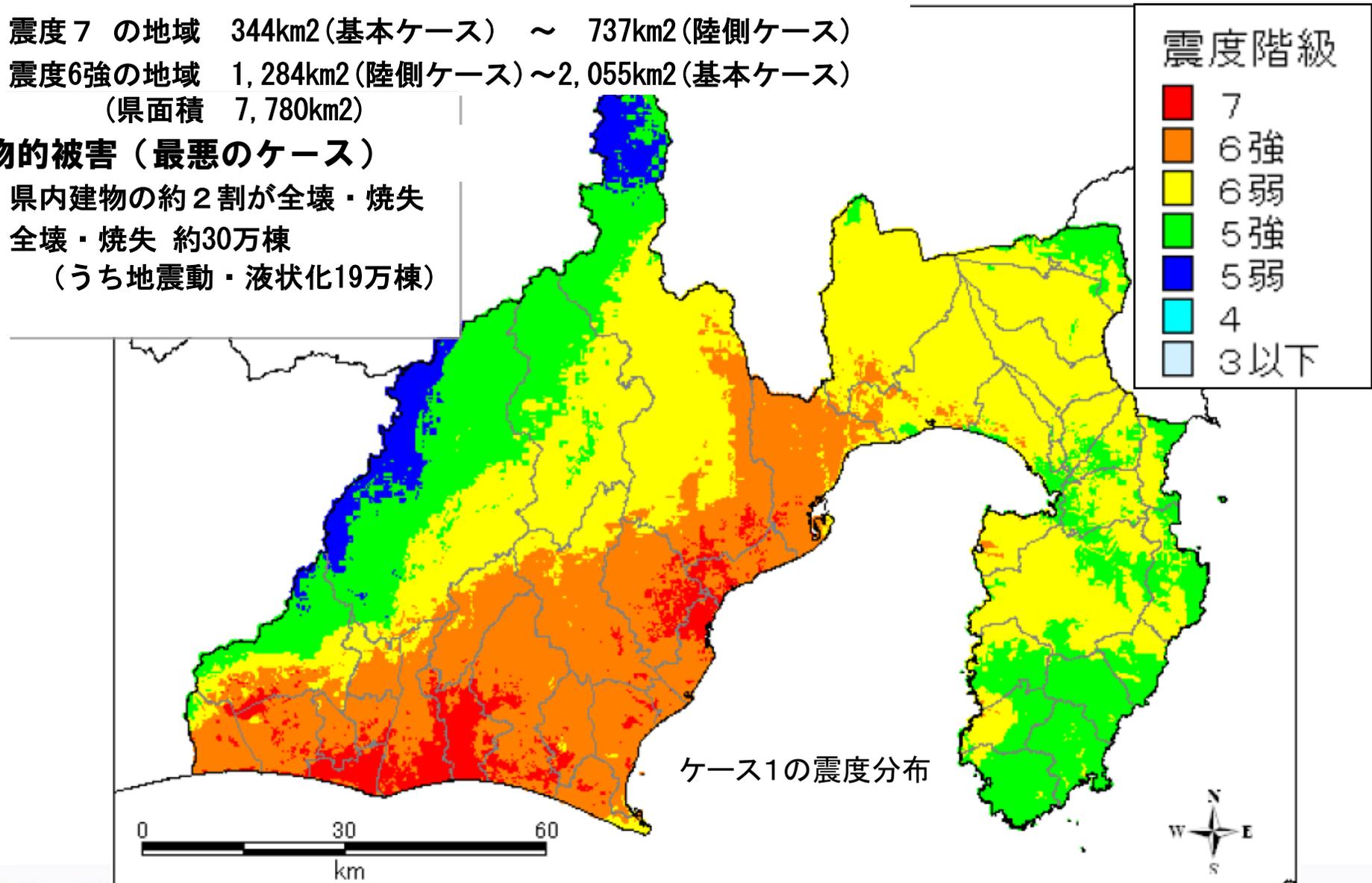
■想定震度

- ・震度7 の地域 344km²(基本ケース) ~ 737km²(陸側ケース)
- ・震度6強の地域 1,284km²(陸側ケース)~2,055km²(基本ケース)
(県面積 7,780km²)

■物的被害(最悪のケース)

- ・県内建物の約2割が全壊・焼失
- ・全壊・焼失 約30万棟
(うち地震動・液状化19万棟)

H25.6 第1次報告 H25.11 第2次報告



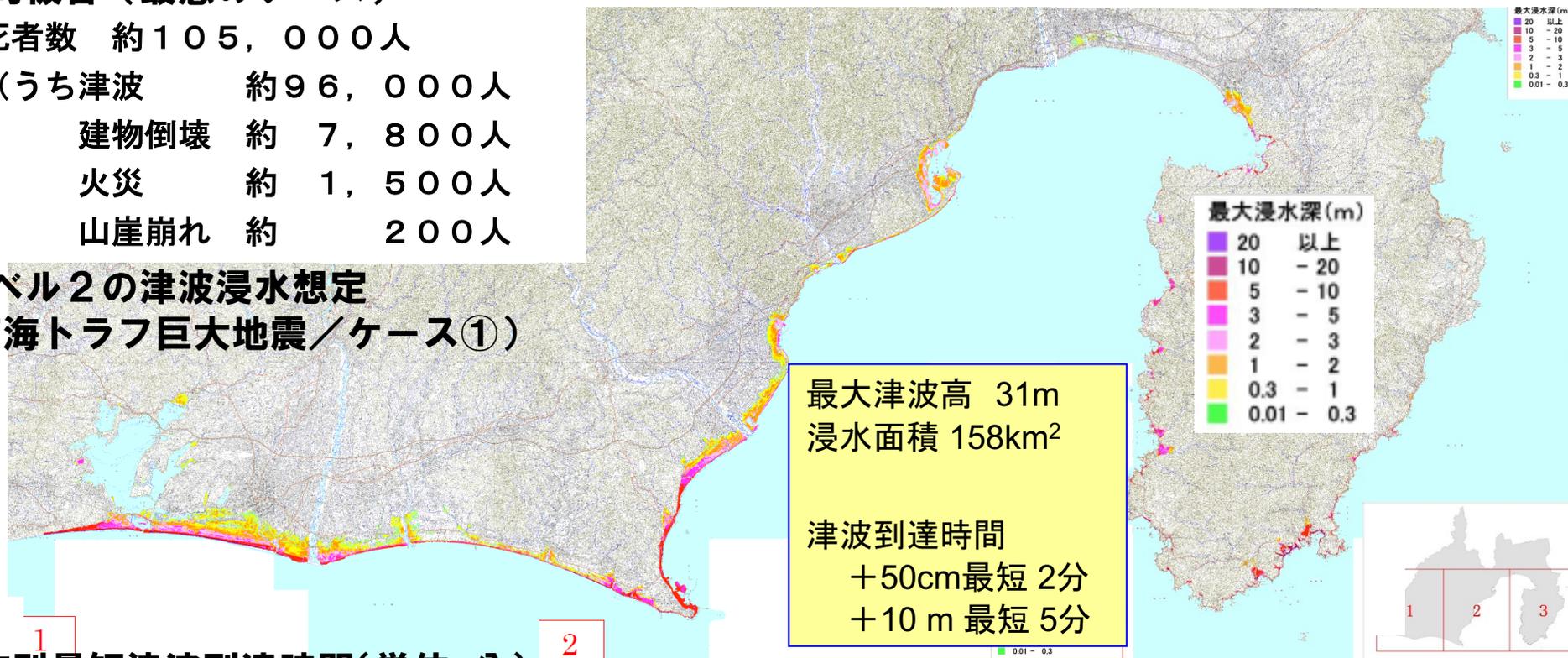
静岡県第4次地震被害想定②津波等

H25. 6 第1次報告 H25. 11 第2次報告

■人的被害（最悪のケース）

- ・ 死者数 約 105,000人
 - （うち津波 約 96,000人
 - 建物倒壊 約 7,800人
 - 火災 約 1,500人
 - 山崖崩れ 約 200人

■レベル2の津波浸水想定 （南海トラフ巨大地震／ケース①）

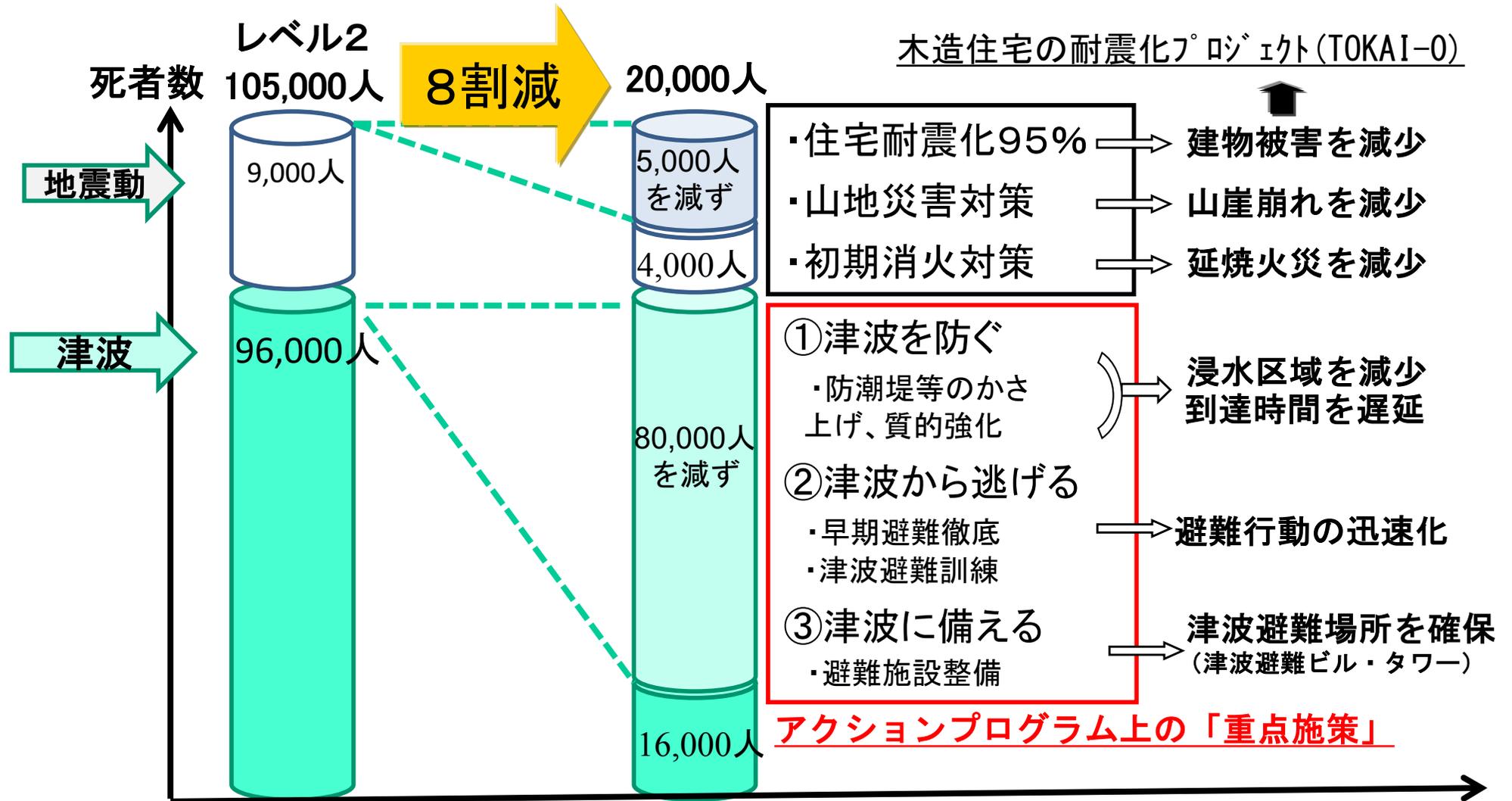


■市町別最短津波到達時間(単位:分)

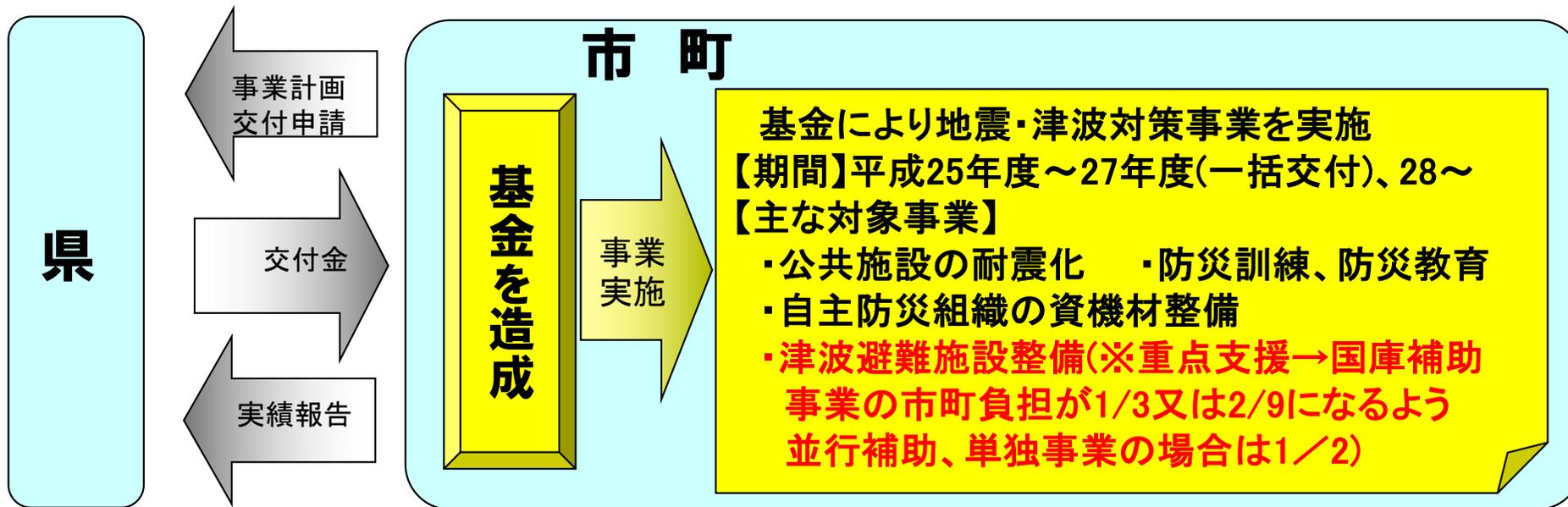
区分	湖西市	浜松市			磐田市	袋井市	掛川市	御前崎市	牧之原市	吉田町	焼津市	静岡市		富士市	沼津市	伊豆市	西伊豆町	松崎町	南伊豆町	下田市	河津町	東伊豆町	伊東市	熱海市
		北区	西区	南区								駿河区	清水区											
+50cm	7	235	5	4	3	4	4	4	4	3	2	3	2	3	3	4	4	4	4	12	17	15	16	24
+3m	13	—	13	6	6	7	8	7	8	6	3	5	3	11	4	4	4	5	5	13	18	18	20	25
+10m	24	—	23	19	18	19	20	12	14	—	25	16	13	—	16	6	6	5	5	14	19	20	23	—

静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013

■減災目標:大規模地震の犠牲者を今後10年で8割減らす



緊急地震・津波対策交付金



交付実績 (単位:億円)

H24	H25	H26	H27
21.5	22.2	24.8	42.9

(H24及びH25の一部は旧制度
(大規模補助金)の実績額を含む)

防災訓練 (H25実績)

震災総合訓練の県民参加率	32.4%
(全国の〃)	2.9%
市町地域防災訓練実施率	100.0%
市町津波避難訓練実施率	

避難施設

東日本大震災以降、**タワー等は約15.7倍、**
ビルの指定は2.5倍、誘導標識は5.9倍に

避難施設等の整備・指定数		県計
津波避難 タワー等	平成22年度末	7
	平成27年度末	110
津波避難 ビル	平成22年度末	508
	平成27年度末	1,306
津波避難 誘導標識	平成22年度末	2,808
	平成27年度末	16,981

富国有徳の理想郷—しずおか
ふじのくに

津波避難タワー



津波避難マウンド
(人工高台)



津波対策施設の整備

(静岡モデル・ふじのくに森の防潮堤づくり)

浜松海岸

CSG防潮堤+植栽

H26年度からCSG防潮堤を施工
H27年度から植栽を実施
(H26試験植栽済)

※CSG: Cemented Sand and Gravel



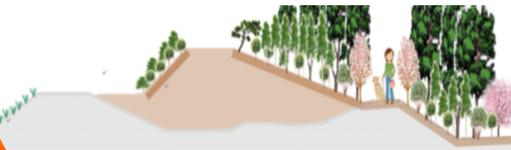
○浜名湖今切口東岸から天竜川西岸までの約17.5kmを対象に、レベル1津波高(最大6.5m)を上回る、高さ13mの防潮堤を整備

○事業費は民間企業等からの寄付金約300億円を充当

磐田・袋井・掛川・御前崎海岸

防潮堤の嵩上げ+植栽

H26年度から残土を利用し、防潮堤の嵩上げを施工
H26年度からその進捗に合わせ植栽を実施



津波対策施設(海岸)

第3次被害想定(H13)の概ね9割程度の整備が完了

(単位: km)

		海岸線延長	津波対策必要延長	整備済延長	整備率
静岡県 海岸線総延長		505.6	279.3	251.8	90.1%
所管別内訳	河川局	244.1	129.1	129.1	100%
	港湾局	87.1	60.4	50.0	82.6%
	水産庁	172.7	88.1	71.1	80.7%
	農村振興局	1.7	1.7	1.7	100%

(平成26年度末時点)

第3次想定に基づく津波対策整備状況

- 完了
- 実施中
- 未着手
- 対策不要区間

伊豆半島

急峻な地形と土地利用形態に応じ、防潮堤と避難対策を中心とした防災対策を目指す。

富国有徳の理想郷—しずおか

ふじのくに

主な警戒宣言時の対応

対策の義務付け	大震法	基本計画(国)	強化計画(静岡県)
①避難			
住民避難	【第26条】 市町村長による避難指示	避難対象地区の住民は避難(津波・土砂災害) H11年の改正で、山間地では車両での避難が可能に H11年の改正で、避難対象地区以外の住民は耐震性が確保された自宅での待機等安全な場所で行動する旨を明示	避難対象地区の住民は避難(津波・土砂災害)
②要配慮者施設			
社会福祉施設関係		施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性を考慮して個々に定める(平成15年改正で耐震性を考慮することを明示)	耐震性がない場合は家族へ引き渡し
幼稚園、小・中学校等		学校の状況に応じて定める	閉園・閉校
病院		個々の施設の耐震性を十分に考慮して定める(平成15年改正)	外来診療停止
③交通規制			
道路交通	【第24条】 避難、緊急輸送のための道路交通規制	強化地域への流入制限 強化地域内の走行制限 H11年の改正で、強化地域内の交通規制については、住民の日常生活影響等も考慮して実施するように明示	強化地域への流入制限 強化地域内の走行制限
バス		運行の停止その他運行上の措置	運行停止
鉄道		運行停止 ただし、津波の恐れがなく、震度6弱未満の地域は運行可(平成15年改正)	運行停止 名古屋以西の新幹線は運行
航空		緊急輸送を除いて閉鎖	緊急輸送を除いて閉鎖
旅客船		港湾施設の利用が制限(船舶の入港制限、在港船舶の避難等規制の内容は、地域別に具体的内容を明示)された場合、津波による危険が予想される場合は発航の中止等の措置を行う。	安全な海域に避難又は津波の危険がない港に入港 警戒宣言中は発航しない
④その他			
百貨店・スーパー等		耐震性を有するなど安全性が確保されている場合においては、営業可。 H11の改正で、耐震性を有する小売店の営業が可能に H15の改正で、耐震性を有する百貨店等の営業が可能に	耐震性を有するなど安全性が確保されている場合においては、営業可。
金融(銀行)		必要な範囲内で、警戒宣言時におけるATM等の営業を継続するよう努める(H11年改正)	ATMを除き営業停止
通信設備の優先利用	【第20条】 防災関係機関等の優先利用	通信の疎通が著しく困難になった場合、利用制限等の措置を明示	必要に応じ一般通話の制限

「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）発表時の県が実施する防災対応等について

1. 今後の防災対応について

「南海トラフ地震に関連する情報」は、新たな防災対応が定められるまでの間の暫定的な対応である。よって、現行の大規模地震対策特別措置法に基づく「東海地震に関連する情報」（東海地震調査情報（臨時）、東海地震注意情報）に対応した静岡県地域防災計画で定めている防災対応に準じた形で運用する。また、この対応については国の運用等に応じて適宜見直しを行う。

2. 参集体制

南海トラフ沿いでM7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などに発表される情報をもとに以下の対応をとる。ただし、県内で強い地震動を観測するなど、既に災害対策本部が設置されている場合等は、当該対応によるものとする。

(1) 南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の臨時情報 発表時

対応	事前配備体制(情報収集体制)をとる ※現行の「東海地震に関連する調査情報(臨時)」が発表された場合の参集要員
----	---

(2) 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べ相対的に高まった旨の臨時情報 発表時

対応	各部局危機担当監で構成する危機管理連絡調整会議を開催し、必要な対応について検討を行う ※気象庁による発生した現象及びその評価結果の発表を踏まえ、状況に応じて全職員動員体制をとるものとする
----	--

3. 2により参集した職員が実施すべき事項

- (1) 南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の臨時情報 発表時
 - 情報収集を行い、今後危機管理連絡調整会議を開催する可能性がある旨を各部局危機担当監へ連絡する
- (2) 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べ相対的に高まった旨の臨時情報発表時
 - ① 県民への広報(呼びかけ)
⇒家具の固定、避難場所等の確認や工事現場の保全等の呼びかけと県の対応についての広報を実施する。
 - ② 所管する防災上重要な施設等の点検
⇒【港湾施設等】防潮施設等について、点検及び応急措置を講じる
【砂防、地すべり等】土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための県・市町・住民間の連絡体制の確認 等
 - ③ 大規模地震発生後の災害応急対策の確認
⇒物資等の緊急輸送体制の確認
 - ④ 動員体制の確保
⇒各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、状況により他の職員を動員できるよう体制を整える
 - ⑤ 市町等への連絡
⇒市町等に危機管理連絡調整会議の結果等について連絡する
※状況に応じて、静岡県地域防災計画に位置づけた東海地震注意情報発表時に準じた対応をとる

静岡県公式HPも
ご覧ください

